

方法でコミュニケーションがとれることが必要とされる。これまでの考え方は、将来グループホームが増設されるとき資格等にこだわっていたら人材が求められないからということであったが、重度の障害のある人が入居者であるホームでは通用しない。

スタッフの内、最低1人は専門性を有する職員であるべきである。そのためには、給与水準を施設職員と同等にし身分保障を確立しておかなければ、必要な人材が得られないということである。

(3) バックアップ体制を確立できるだけの財政的支援が必要である

調査では、バックアップ施設にも相当の負担がかかっていることがうかがえた。しかし、これまでにもバックアップ施設に対する補助はなかつたし、支援費にも含まれていない。施設自体の経営が苦しい中で、ホームからの要請に応えるだけの余裕はないのが現状である。専任の職員がバックアップ施設に配置できるような財政的支援が必要である。

バックアップ施設をもたないホームの場合、地域生活支援センターがバックアップ機能を果たしている。バックアップ施設でも、重度の障害のある人のホームを複数もっている場合、施設だけでは対応することが困難となり、地域生活支援センターを併設することを考えているところもある。とくに、重度の障害のある人の場合、医療的支援を必要とすることが多く、医療機関との連携が必要である。ホームヘルパーの利用が可能となつたが、重度の人や自閉症を理解して介助できるヘルパーはまだ少ない。

重度の障害のある人のみが入居者であるホームをバックアップする地域生活支援センターは、24時間対応できる体制をとり、重度の人や自閉症、重症心身障害に対応できるヘルパーを育成・配属し、医療機関と連携し、支援スタッフの研修も行う機能を有するものにしたい。こうした地域生活支援センターが運営できる財政的支援が望まれる。

(4) 支援費制度とは別の財政的支援が必要である。

支援費制度では、世話人の人件費等だけが支援費に含まれる。この額を多少引き上げたとしても上記の要件を充たすことはできない。次の経費を含む財政的支援が望まれる。

① 人件費……重度の障害のあると判定された人(支援費制度の障害程度区分で区分1)が、4人入居している場合で、常勤職員・パートが常勤換算で3名以上配置できる額。

その額の4分の1を1人あたりの支援費単価とする。4人以上入居している場合、その人数分加算する(現行の定員別単価を適用しない)。

② 管理費……重度の障害のある人が入居するホームは、居住環境によって入居者の状況が左右されることから、新築・改造などに経費をかけているところが多い。賃貸の場合も高額の家賃を支払っているところがある。器物の破損も他のホームより多くなっていると思われる。1人あたり3万円以上の家賃負担となるところへの超過分の助成、新築した場合の社会福祉・医療財団への償還金助成なども考慮してほしい。

③ バックアップ体制運営費……バックアップ施設・地域生活支援センターについて、専任職員の入居者と事務費が必要である。

上記のことについて、重度の障害のある人が入居者であるホームを一律に考えることはできないが、少なくとも小規模定員の入所施設を利用するランクAの人の支援費の額に相当する金額が必要となると思われる。

6 おわりに

重度の障害のある人のみが入居者というグループホームは、国制度開始当初には考えられていなかったことと思われる。しかし、それ以前から重度の障害があつても地域で暮らし続けたいと

いうニードがあり、それに応える実践が各地で行われていた。こうした実践が知られるにしたがって国の制度も規制緩和され、平成14年からは「15歳以上で本人が希望すれば」共同生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができるいなくても、日常生活を維持するに足りる収入がなくとも利用できることになった。これにより、重度の障害のある人のみが入居者というグループホームも公認されたわけである。

今回、こうしたグループホームの実態を詳細に知りたいと思い、対象となるホームを探したが我々の努力不足で全国規模に拡げることができず、高濱が愛知県6カ所のホーム、中里が神奈川県の4カ所のホームから回答を得ることができた。調査対象は限られたものになったが、詳細な情報が得られ、重度の障害のある人のみが入居するホームの実態が、かなり鮮明になったものと思っている。

入所施設からの地域生活移行にあたって、「重度だから無理」と考えているところもあるようだが、通所施設がバックアップしていても重度の障害のある人たちが地域で暮らしていることを知ってほしいと思う。それと、支援スタッフをはじめ関係者がかなり無理をして取り組んでいることも知ってほしい。余裕を持って重度の障害のある人の地域における豊かな暮らしを築くためにも、重度の障害のある人が入居するホームについて独自の制度を創設されるよう提言した。

支援費制度が「利用者本位の福祉」を目指すものであるならば、地域で暮らしたいと願う重度の障害のある人たちにも視点をおいた制度になることを望むところである。

最後になったが、年度末の忙しい中、面倒な調査に応えていただいた皆さんに深く感謝申し上げたい。

平成 13 年度 厚生労働科学研究 障害保健福祉総合研究事業報告書
「知的障害者の利用者主体の地域生活援助サービス推進に関する研究」

発行年 平成 15 年 8 月
印 刷 情報印刷株式会社
発行者 主任研究者 小林 繁市
